

健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者に、「健康診査受診券」を4月下旬に“受診券在中”と記載の封筒で送付します。(年度途中で75歳になる方には、誕生月の翌月当初に順次お送りします。)

受診券がお手元に届いたら、広域連合が指定する医療機関で、受診券に記載の有効期限までに健康診査を**無料(年度中に1回)**で受診できます。受診の際は、事前に医療機関にご連絡の上、**受診券と被保険者証**を忘れずにお持ちください。

ただし、以下に該当する方は、病院・施設において健康管理が図られているため、対象者から除いています。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方
 - ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方
- ※退院・退所などがあった場合は、受診券を発行しますのでお問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者が人間ドックを受診した場合、各年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。費用の助成を受けるには、市区町村の担当窓口にて下記の必要書類をお持ちいただき、申請する必要があります。

<人間ドック費用助成の申請に必要なもの>

- ①人間ドックの領収書の写し
- ②検査項目が確認できるもの(検査結果通知書の写しなど)
- ③被保険者証
- ④口座情報がわかるもの
- ⑤印かん



※人間ドックを受診された方は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管ください。



問合せ

<大阪府後期高齢者医療広域連合> 給付課 ☎ 06-4790-2031

<羽曳野市役所> 保険年金課 保健事業担当 ☎ 072-958-1111(内線1761・1763)



平成29年度

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

消費税の引き上げ(5%→8%)に際し、所得の低い方に対する配慮の観点から、複数税率等の施策が導入されるまでの間の暫定的及び臨時的な措置として、また社会全体の所得と消費の底上げを目的として実施されます。

→4月10日(月)より申請受付を開始します

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者の方

つまり… ・平成28年1月1日時点で羽曳野市の住民基本台帳に登録されている方

・平成28年度分の住民税が課税されていない方

(ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。)

支給額

1人につき 15,000円(1回限り)

申請期間

4月10日(月)～10月10日(火)

[申請書の郵送]

支給対象となる可能性のある方に、4月上旬より申請書を郵送します。支給要件に該当される方は、申請書に必要事項を記入、押印の上、必要書類(本人確認証・通帳の写しなど)を添付して、同封の返信用封筒により送付してください。

なお、市役所本館4階の臨時福祉給付金担当窓口または支所でも受け付けを行います。

※平成28年1月1日時点で羽曳野市に住民票がない方の申請は、受け付けられません。(原則)

※一定の住居を持たない方で、いずれの市区町村にも住民票がない方については、平成28年1月2日以降であっても住民登録の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、羽曳野市で申請を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。



「臨時福祉給付金」などをかたった

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

国や自治体の職員などをかたった電話や郵便など、不審に思ったら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話#9110)にご連絡ください。

●●問合せ●●

臨時福祉給付金担当
☎ 950-2177(直通)
<市役所本館4階>